

後期基本計画

第1章 豊かな自然と共生するまちづくり

第1節 白神山地等の保全と活用

【現状と課題】

本町は、世界自然遺産「白神山地」に接し、白神山地の自然の恵みを直接享受できる町であり、ニッ森などの登山口を有していることから、白神登山の西の玄関口として定着しています。

白神山地が世界遺産に登録され、知名度が増すとともに登山者等が増加傾向にありましたが、近年は、本町の白神山地への入込客数は減少傾向になっています。

登山者による不当行為については、違反を未然に防止するため、関係機関と連携して巡視活動を強化した結果徐々に効果が現れており、今後も継続する必要があります。

遺産地域の適切な保全管理については、白神山地世界遺産地域連絡会議が設置され、本町もオブザーバーとして参画していますが、平成9年に計画を策定して以来改正されていないことから、改正作業が急務となっています。また、遺産地域の保全には周辺の円滑な保全管理が重要であり、周辺地域の活用については、自然環境に悪影響を与えないよう十分配慮する必要があります。

環白神地域の自然・文化資源の保全と適正利用の推進を目的に、環白神エコツアーリズム推進協議会が設置され、海・川・里・森などをフィールドとした本格的なエコツアーが期待されています。また、「八森の海をきれいにする会」や「岩館の豊かな海を育てる会」が設立され、海岸部の保全活動等を積極的に行っています。

・白神山地への入り込み客数

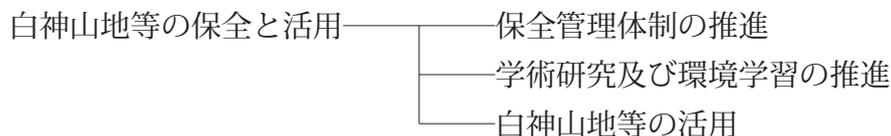
年	入り込み客数
平成20年	14,229人
平成21年	13,068人
平成22年	12,871人

資料：町産業振興課調べ

【基本方針】

世界自然遺産「白神山地」に接する町として、自然環境と人間との調和を図りながら白神山地等の保全と活用を推進します。

【施策の体系】



【施策の内容】

項 目	施 策 の 概 要	前期計画での実績
保 全 管 理 体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○白神山地世界遺産地域連絡会議に参加し、白神山地世界遺産地域管理計画の改訂に参画するとともに、白神山地等の保全活動に取り組みます。 ○巡視体制を強化し、入山者のマナー向上に関する活動を推進します。 ○自然保護思想の啓発と普及を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○白神山地世界自然遺産地域連絡会議への参加 ○巡視活動の強化 ○啓発看板の設置
学術研究及 び環境学習 の 推 進	<ul style="list-style-type: none"> ○白神山地の自然環境、動植物、生物資源等の調査・研究のため、大学、研究機関等との連携を図ります。 ○白神山地の情報発信、環境学習、エコツアーリズムやブナ林の復元事業に取り組んでいる団体等を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○秋田大学、弘前大学との連携事業 ○八峰町白神ガイドの会の育成と連携 ○白神ネイチャー協会への支援
白神山地等 の 活 用	<ul style="list-style-type: none"> ○白神山地の環境保全に配慮した活用を図ります。 ○ニツ森をはじめ、県立自然公園「秋田白神」や「八森岩館」など、全町をフィールドにした総合的ツアーリズム活動を促進します。 ○環白神エコツアーリズム推進協議会に参加し、当該地域におけるエコツアーリズムを推進します。 ○あきた白神体験センターを拠点として各種ツアーリズムを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○各種ツアーリズムとジオパーク構想の推進 ○環白神エコツアーリズム推進協議会の設立と参加

【用語解説】

●「白神山地世界遺産地域連絡会議」

【構成機関】 東北地方環境事務所、東北森林管理局、東北森林管理事務局青森事務所、青森県、青森県教育委員会、秋田県教育委員会北教育事務所

【オブザーバー】 鱒ヶ沢町、西目屋村、藤里町、八峰町、能代市

【目的】 世界遺産に登録された白神山地の適正な保全管理の推進を図るため、関係機関相互の連絡調整を行うこと。

【平成23年度の活動】 当該年度事業計画、モニタリング計画、定期報告質問票、管理計画改定、違法行為等防止の取組についての協議など。

●「環白神エコツアーリズム推進協議会」

【正会員】 青森県、深浦町、西目屋村、秋田県、藤里町、八峰町、東北地方環境事務所、東北森林管理局

【準会員】 弘前市、三種町

【目的】 エコツアーリズムを通じた環白神地域の振興及び環白神地域の自然・文化資源の保全と適正利用の推進を目的とする。具体的には、エコツアーリズム推進計画の策定、資源の発掘、地域連携型エコツアープログラムの開発、モデルツアーの試行、人材の育成、共通ロゴ、ホームページの作成、シンポジウムの開催など。

第3節 新エネルギー・省エネルギーの推進

【現状と課題】

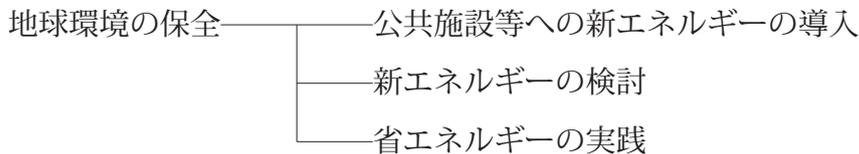
省エネルギーへの取り組みは、改正省エネルギー法などに基づいた、地球温暖化防止活動や環境に負荷を与えない対策が必要となっており、CSR（企業の社会的責任）という観点からは、企業・自治体などでエネルギー対策への取り組みが活発になってきています。また、「エコロジー対策」による地域活性化の事例も増加しており、当町においては、「新エネルギービジョン」、「省エネルギービジョン」を策定し、エネルギー問題に着目した地域振興策を検討しています。

その一環として、役場庁舎の建設においては、環境にやさしい地中熱ヒートポンプ空調機を導入し、国内クレジットの認証を受けるとともに、森林整備による二酸化炭素削減に寄与するJ-VERといったソフト事業にも先駆的に取り組んでいます。

【基本方針】

新・省エネルギー施策の実践による、環境への負荷を軽減していきます。

【施策の体系】



【施策の内容】

項目	施策の概要	前期計画での実績
公共施設等への新エネルギーの導入	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設等への新エネルギーの先導的導入を積極的に推進します。 ○庁用車のクリーンエネルギー自動車化を計画的に推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○温暖化防止計画（事務事業）の策定 ○庁舎へ地中熱ヒートポンプによる空調システム導入と国内クレジット認証 ○間伐によるJ-VER事業 ○おらほの館へ太陽発電システム導入 ○ペレットストーブの導入と購入助成 ○庁用車4台ハイブリッド車導入
新エネルギーの検討	<ul style="list-style-type: none"> ○バイオマスなどの新エネルギー導入の可能性などを検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○新エネルギービジョンの策定 ○バイオマスに係る重点ビジョン策定
省エネルギーの実践	<ul style="list-style-type: none"> ○省エネルギーに関する啓発と普及を図り、町全体で省エネルギー活動を実践します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○省エネルギービジョンの策定 ○省エネ講演会の開催 ○町内施設エネルギー調査

【用語解説】

●「CSR」

「Corporate Social Responsibility」の頭文字をとった表現。消費者から見た、企業の社会的責任を果たす活動で、文化・環境を含めた社会的貢献活動の総称。

●「国内クレジット制度（国内排出削減量認証制度）」

中小企業等が大企業等から資金や技術・ノウハウ等の提供を受け、協働（共同）でCO₂排出削減に取り組む、その削減分を国内クレジットとして売買できるしくみ。

●「J-VER（オフセット・クレジット）」

J-VER（Japan-Verified（実証）Emission（放出）Reduction（削減））の略。直接削減できないCO₂の排出分を、植林やクリーンエネルギー関連の事業などで相殺するカーボンオフセットに用いるために発行されるクレジットのこと。国は、国内で行われる排出削減・吸収プロジェクトによる温室効果ガス排出削減・吸収量のうち一定基準を満たすものをオフセット・クレジット（J-VER）として認証する仕組み。